

JICA(PC)第 7-25001 号

平成 17 年 7 月 25 日

環境社会配慮審査会

委員長 作本 直行 殿

独立行政法人 国際協力機構

理事 小島 誠二

環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第 1 号「フィリピン国 Cavite-Laguna 東西道路事業化促進調査」
(feasibility study)

2. 諮問事項

- (1) 代替案設定、最適事業案選定方針の妥当性
- (2) 環境社会配慮調査のスコーピング案

以上

平成17年 9月 29日

独立行政法人 国際協力機構
理事 小島 誠二 殿

環境社会配慮審査会
委員長 作本 直行

諮問第1号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第1号「フィリピン共和国 Cavite-Laguna 東西道路事業化促進調査」(Feasibility Study) における環境社会配慮調査について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

以 上

コメント

(代替案設定、最適事業案選定方針の妥当性について)

1. 道路網整備シナリオについて、上位計画との関連性、シナリオ選定の過程・理由、特に地域外との接続について合理的に説明すること。(要求)
2. 包括的な道路網整備計画の一部を優先事業として選定する際には、周辺地域への環境影響についても配慮すること。(提案)
3. 代替案パッケージを選定するプロセスの中にステークホルダーによる評価を組み入れ、最適パッケージの選定にステークホルダーの意見を反映させること。(要求)
4. ルート選定にあたり移転物件数の最小化に配慮すること。(要求)
5. 建設道路が優良農地をやむを得ず通過する場合は適切な代換地の提供等を検討すること。(提案)
6. 路線・パッケージの評価に際しては、必要に応じ評価項目への適切な重み付けを行うこと。(提案)
7. 河川への影響について、「自浄能力」の定義や地形との関係を記述すること。(提案)
8. 断層の存在が事業に及ぼす影響があるならば、具体的に説明すること。(提案)
9. ステークホルダーと代替案パッケージを比較検討する際には、次のような情報を比較しやすい形で提示すること。(要求)
 - (1) 各案の背景にある基本的な考え方の相違点
 - (2) 土地利用の現況と各案を導入した場合の将来的な土地利用の変化
 - (3) 各案導入による主要地点での混雑度の変化(または平均的な移動所要時間の変化)
 - (4) 通勤者、病院・学校等生活上のアクセスの変化
 - (5) 工場製品等の物流の変化
10. ガバナーズ道路の交通改善について、本計画での対応の有無を明確にし、対応する場合は事業内容と規模を明示すること。(要求)

(環境社会配慮調査のスコーピング案について)

11. 環境項目の「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音・振動」については、建設期間と供用期間とに分けて対応策を検討すること。(提案)
12. 大気汚染の調査項目については、燃料規制の実態に基づき、Pb濃度の測定も検討すること。(提案)
13. 対象地域の道路改善が周辺地域の騒音、大気汚染を引き起こす可能性がある場合は、環境基準に照らし、それも評価の対象に含めること。(提案)
14. 水系の分断や水質汚濁について、影響を受ける零細漁民等の存在も調査・検討すること。(提案)
15. 道路建設が農業の給・排水網に与える影響について、必要に応じ調査を行い、影響が予測される場合は、排水路の整備等の対応策を検討すること。(提案)
16. スコーピング案の環境社会配慮調査項目については、項目ごとに測定方法、測定地点、予測方法(変換式およびその予測対象期間)等を明示すること。(要求)
17. スコーピング案の環境社会配慮調査項目に含まれている「地域分断」については、事業化の際の軽減措置として検討すること。(要求)
18. スコーピング案の環境社会配慮調査項目に含まれている「貧困層・少数民族」については、より適切な表現とすること。(提案)
19. 住民移転等が必要な場合は、対象者の早期確定、移転対象地の確保、手続きに従った補償対応等を進められるように調査を行うこと。また、その際にはスクオッターやコミュニティへの配慮も行うこと。(要求)
20. 遺跡・文化財の調査については、フィリピン側の制度・ガイドラインを確認するとともに、地域の有識者に確認を行うこと。(提案)
21. 自然環境保全の必要性を検討する際には、貴重種生息の有無だけでなく、里山・入会地やレクリエーションのための緑地の保全についても検討すること。(提案)
22. 地崩れの可能性について、関係する自然条件(丘陵か平地部の盛土か)及び事業の段階(工事期間か供用期間か)を明記すること。(要求)

23. 地下水変動と地盤沈下の可能性及びそれが事業に与える影響について調査すること。（要求）
24. 台風・大雨等が発生した際に本事業が対象地域に与える影響について、下記の事項を調査すること。（提案）
 - (1) 地域特有の、気象に関連した問題があるか。（台風が多い、地形が平坦で河川勾配が小さい、排水機能が悪い、局所冠水が起こる可能性が高い等）
 - (2) 大雨に伴う冠水等が年何回ほど想定されるか。仮に起こったら、どの程度社会生活に影響するか。（例えば、物流阻害によって、食料品の価格が高騰するか等の影響）
 - (3) 影響を軽減する方法はあるか。（例えば盛土の高さで対応できるか、別の道路を整備しておき、緊急時にそれに対応できるか等）
25. 汚染負荷の軽減については、地域・路線による違いを念頭に置いた測定、予測を実施すること。（要求）
26. 負の影響が想定される項目については、工事中及び供用時の環境社会影響の予測評価に加え、その予測評価に対する事後調査・報告の実施を検討すること。（要求）
27. Preliminary Resettlement Action Planの作成過程においてステークホルダー協議による意見聴取の予定があることを明記すること。（要求）
28. Preliminary Resettlement Action Plan に含まれるべき項目に、Resettlement Action Plan (RAP) 作成、実施、モニタリングにおけるステークホルダーの参加についての項目を加えること。（要求）
29. RAPの作成、実施、モニタリングに係るステークホルダー協議や広報の実施をTerms of Referenceに明記すること。（要求）
30. ステークホルダー協議に当該エリアの工場等事業所や施設等の関係者も含めること。（提案）
31. スクオッターの人々のステークホルダー協議への参加については、 balanガイ等の組織の有無や法令を確認した上で、参加促進の働きかけを行う。また、事前広報については、地元有識者等の知見をできるだけ活用しながら、現地の実態に即した方法で実施すること。（提案）

32. ステークホルダー協議の協議記録を作成すること。また、その際には概要録だけでなく各発言者と発言主旨の記録を検討すること。(提案)

33. Department of Public Works and Highways 内にある EIA プロジェクトオフィスがこの開発調査の EIA にどのように関わってきたのか、また今後どのように関わるのかについて説明をお願いしたい。(要求)

以 上